## 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(令和4年分)

(平成24年3月31日財務省告示第115号別表第三(令和2年3月31日財務省告示第81号改正))

								甲
賞与の金額に			夫	養	親			族
	0 人		1	人	2	人	3	人
乗ずべき率		育	<b></b> 月	の社	会	保険	料	等 控
	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満
0.000	千円 千円 68 千円未満		千円 千円 94 千円未満		千円 千円 133 千円未満		千円 千円 171 千円未満	
2.042 4.084 6.126	68 79 252	79 252 300	94 243 282	243 282 338	133 269 312	269 312 369	171 295 345	295 345 398
8.168 10.210 12.252	300 334 363	334 363 395	338 365 394	365 394 422	369 393 420	420	417	417 445 477
14.294 16.336 18.378	395 426 520	426 520 601	422 455 520	455 520 617	450 484 520	484 520 632	477 510 544	510 544 647
20.420 22.462 24.504	601 678 708	678 708 745	617 699 733	699 733 771	632 721 757	757	647 745 782	745 782 823
26.546 28.588 30.630	745 788 846	788 846 914	771 814 874	814 874 944	797 841 902	902	823 868 931	868 931 1,005
32.672 35.735 38.798	914 1,312 1,521	1,312 1,521 2,621	944 1,336 1,526	1,336 1,526 2,645	975 1,360 1,526	1,526	1,385	1,385 1,538 2,693
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590
45.945	3,495	千円以上	3,527	千円以上	3,559	千円以上	3,590	千円以上

- (注) この表における用語の意味は、次のとおりです。
  - 1 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い 方」をご覧ください。
  - 2 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び同法第75条第2項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

また、「賞与の金額に乗ずべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

- (備考) 賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりです。
  - 1 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人 (4に該当する場合を除きます。)
    - (1) まず、その人の前月中の給与等(賞与を除きます。以下この表において同じです。)の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額(以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。)を控除した金額を求めます。
    - (2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等(その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除 対象配偶者を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養 控除等申告書等に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。) の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め ます。
    - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

	等 の 数									Ĺ
4			5	-		6 人		7 人 以 上		
除	後	E 0	給	· 等	O) \( \frac{1}{5}	金 額			前月の社会 控除後の給	会保険料等 与等の金額
以上	Ŀ	未 満	以 上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満
	千円 210	千円 千円未満	千円 243	千円 千円未満	千円 275	千円 千円未満	千円 308	千円 千円未満	千円	千円
	210 300 378	300 378 424	243 300 406	406	333	333 431 476	308 372 456	372 456 502		
	424 444 470	444 470 503	450 472 496	472 496 525	476 499 521	499 521 547	502 523 545	545	222千1	 円未満 
	503 534 570	534 570 662	525 557 597	557 597 677	547 582 623	582 623 693	571 607 650	607 650 708		
	662 768 806	768 806 849	677 792 831	792 831 875	693 815 856	815 856 900	708 838 880	838 880 926	222	293
	849 896 959	896 959 1,036	875 923 987	923 987 1,066	900 950 1,015	950 1,015 1,096	926 978 1,043	1,043	293	524
1 1 1	,036 ,409 ,555	1,409 1,555 2,716	1,066 1,434 1,555	1,434 1,555 2,740	1,458	1,458 1,555 2,764	1,127 1,482 1,583	1,482 1,583 2,788	524	1,118
2	2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717		
3	3,622	千円以上	3,654	千円以上	3,685	千円以上	3,717	千円以上	1,118	千円以上

- 2 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者(障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に限ります。)に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。
- 3 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。)
- (1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
- (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
- (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額(その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、平成24年3月31日財務省告示第115号(令和2年3月31日財務省告示第81号改正)第3項第1号イ(2)若しくは口(2)又は第2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。
- 5 1から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。